

## 議第四十九号

### ぎふ木遊館条例について

ぎふ木遊館条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

### ぎふ木遊館条例

#### (設置)

第一条 木育に関する体験及び交流の場を提供するため、岐阜市にぎふ木遊館（以下「木遊館」という。）を設置する。

#### (入館料)

第二条 木遊館に入館しようとする者は、別表第一に掲げる額の入館料を納入しなければならない。

2 入館料は、前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の入館料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

4 知事は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、入館料を減免することができる。  
(使用の許可)

第三条 駐車場（知事が定める県の機関の駐車場で知事が定める日に使用するものを含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に駐車場の管理上必要な条件を付けることができる。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第一項の許可をしないことができる。

一 駐車場の管理上支障があるとき。

二 駐車場を使用させることが適当でないと認められるとき。

4 第一項の許可を受けた者は、別表第二に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

5 前条第三項及び第四項の規定は、前項の使用料について準用する。

#### (使用許可の取消し等)

第四条 知事は、前条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

- 二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- 三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- 四 駐車場の管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 五 詐欺その他不正の行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(遵守義務)

第五条 木遊館を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 木遊館の施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。
  - 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
  - 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
  - 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
  - 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項
- 2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、木遊館から退去を命ずることができる。

(過料)

第六条 第四条の規定による停止の命令又は前条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

- 2 詐欺その他不正の行為により第三条第四項の使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一（第二条関係）

| 区 分           | 金 額（一人につき）                                |
|---------------|---|
| 個人            | 三〇〇円（一年を通じて利用する場合（平日に利用する場合に限る。）は、一、〇〇〇円） |
| 団体（二〇人以上に限る。） | 一〇〇円                                      |

備考

一 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）をいう。

二 幼児、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者の入館料は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

別表第二（第三条関係）

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 額   | （ | 一 | 台 | に | つ | き | ） |
| 使用時間が三時間以内の場合にあつては百円、使用時間が三時間を超える場合にあつては百円に三時間を超える三十分（三十分未満の使用時間があるときは、その使用時間は、三十分とする。）ごとに百円を加えた額 |   |   |   |   |   |   |   |

備考 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に規定する緊急自動車その他知事が適当と認める自動車を駐車する場合又は使用時間が二十分以内である場合における使用料は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

## 提 案 説 明

ぎふ木遊館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。